



資料編



資料編

1 「加賀市国民健康保険保健事業等実施計画」策定経緯

月 日	経過等	主な協議事項
令和2年 8月 5日	第2回 国民健康保険運営協議会	後期計画の策定について ・概要・前期の取組みからの現状と分析
令和2年 12月24日	第3回 国民健康保険運営協議会	※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料送付によりご意見をいただいた。 ・素案について
令和3年 2月26日	第4回 国民健康保険運営協議会	・後期計画(最終案)について
3月 4日	市長答申	
3月 5日 ～18日	パブリックコメント	

2 加賀市国民健康保険運営協議会委員名簿

団体	氏名	備考
加賀市保健推進員協議会代表	山井 紘寿	
加賀市各種団体女性連絡協議会代表	越前 朱美	
加賀市農業関係代表	加納 善英	
加賀商工会議所代表	坂下 和成	
加賀市医師会代表	橋本 眞	
	加藤 文彦	
加賀歯科医師会代表	鈴木 一	
加賀市薬剤師会代表	大中 禎子	
加賀市社会福祉協議会代表	谷本 直人	運営協議会会長
加賀市医療センター代表	小橋 一功	
南加賀保健福祉センター代表	沼田 直子	
加賀市公民館連合会代表	堂新橋 孝	



3 用語集

1) インセンティブ

人々の意思決定や行動を変化させるような要因のことを言う。

2) ポピュレーションアプローチ

高リスクを抱えていない集団に働きかけ、集団全体がリスクを軽減したり、病気を予防したりできるようにすることである。

3) 保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第4項の規定に基づき、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を次のように定めたもので、同項の規定に基づき公表し、平成16年8月1日より施行。国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針。

4) 生活習慣病

不適切な食生活、運動不足、喫煙等、よくない食習慣の積み重ねによって引き起こされる病気の総称である。日本人の約3分の2近くが生活習慣病によって死亡しているとされている。

5) 特定健康診査

厚生労働省により、平成20年4月から健康保険組合や国民健康保険等の保険者に実施が義務づけられた。糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う健康診査。

6) 特定保健指導

特定健康診査の結果、厚生労働省が定める基準値に該当する者を対象に行う。

生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、管理栄養士、保健師が生活習慣を見直すサポートを実施するものである。

7) メタボリックシンドローム

お腹まわりの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常の危険因子を2つ以上持った状態をメタボリックシンドロームと言う。

重なる危険因子の数が多ければ多いほど、命にかかわる心臓病や脳卒中を発症する危険性が高まる。

8) 虚血性心疾患

冠動脈が狭窄あるいは閉塞することで、酸素需要を満たすだけの血液を心筋に送ることができなくなり、心筋が虚血に陥る疾患である。



9) 同規模保険者

一般市のうち、人口が5～10万人未満の市であり、本市を含む全国248市が同規模保険者となる。

10) 平均自立期間

要介護2以上を「不健康」と定義し、平均寿命からこの不健康期間を除いた集団の平均期間。

11) 要医療判定域値（受診勧奨判定値）

病気を発症している可能性が高く、医療機関への受診が必要と判定された検査値のこと。

12) 積極的支援（特定保健指導）

メタボリックシンドロームのリスクが高い者に、「初回の面接による支援」、「3か月以上の継続的な支援」、「3か月以上の継続的な支援終了後の評価」を行う。初回面接のあと3か月以上の継続的な支援を行うことにより、内臓脂肪の減少を目指す。

13) 動機付け支援（特定保健指導）

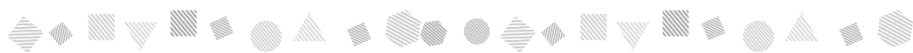
メタボリックシンドロームのリスクが現れてきた者に、「初回の面接による支援」、「3か月の経過後の評価」を行う。原則1回の個別面接（20分以上）等を行い、生活習慣改善のための目標を立て、実践を促す。

14) 慢性腎臓病（CKD）

腎臓の障害（尿蛋白など）、もしくはGFR（糸球体濾過量）60mL/分/1.73m²未満の腎機能低下が3か月以上持続するもの。

15) DHパイロット

個人の医療・健診・介護情報を経年的に一元的に閲覧・抽出分析できるソフト。



加賀市国民健康保険保健事業実施等実施計画（後期計画）

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）

第3期特定健康診査等実施計画

発行年月 令和3年3月

加賀市 健康福祉部

【健康課】

〒922-0057 加賀市大聖寺八間道 65

かが交流プラザさくら 1F

TEL：0761-72-7865、0761-72-7866

FAX：0761-72-5626

E-mail：kenkou@city.kaga.lg.jp

【保険年金課】

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 41 番地

TEL：0761-72-7860

FAX：0761-72-7797

E-mail：nenkin@city.kaga.lg.jp

